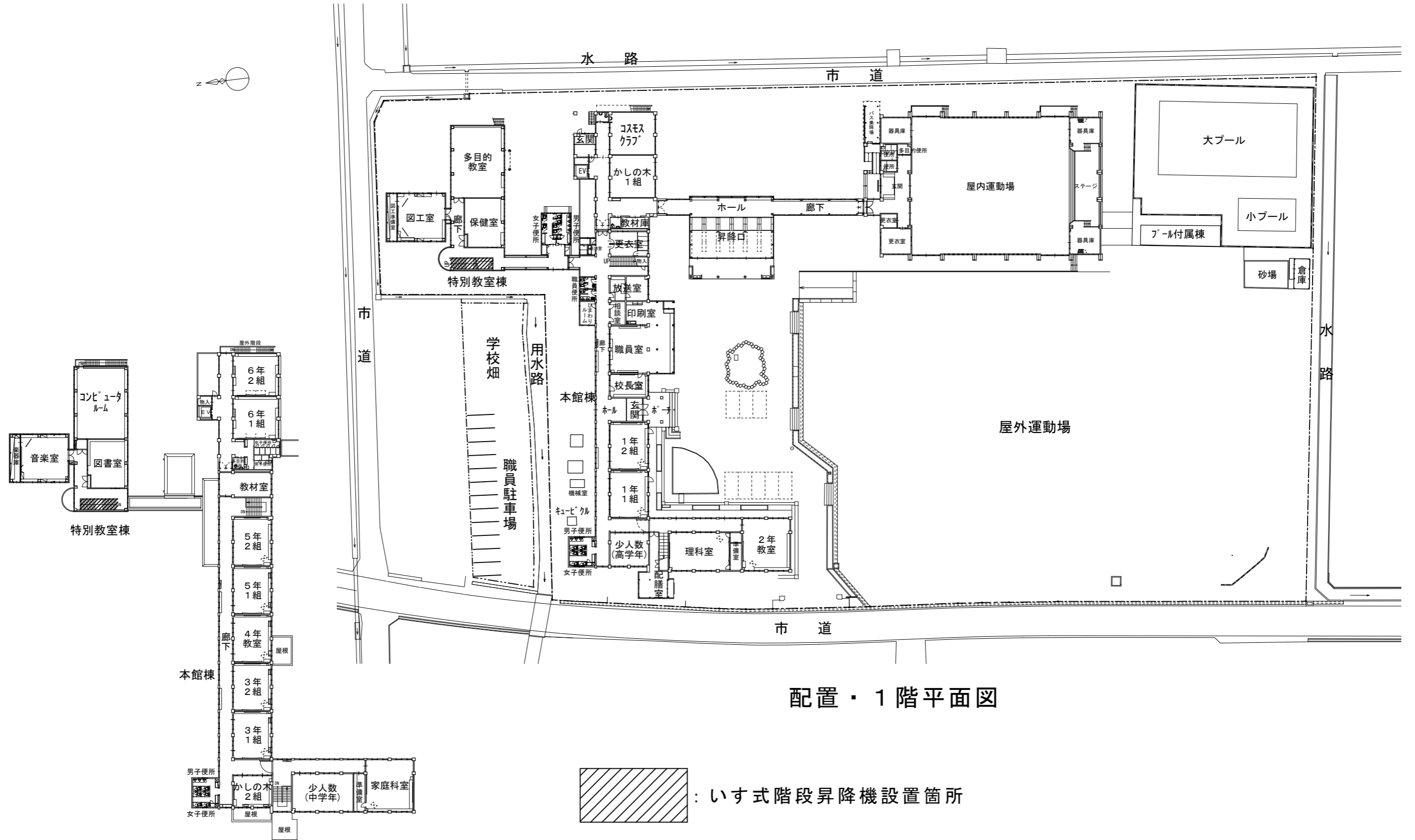


建築物工事特記仕様書			⑩特殊な材料の工法			⑫設備工事との取合			⑬下請業者の選定			⑭公害対策			⑮産業廃棄物の処理			⑯申請等			⑰保険等			⑱安全対策			⑲シンナー等の保管			⑳過積載の防止装置			㉑不法無線局の排除			㉒工事カルテの作成及び登録			㉓施工体制点検			㉔事前調査			㉕環境配慮			㉖施工条件			㉗工事関係図書			㉘軽微な変更			㉙設計図の製本			㉚不当要求																																																																																																																																																																																																																														
I 工 事 概 要	1. 工事名称	浅井小学校特別教室棟いす式階段昇降機設置工事		標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法による。			各種検査を必要とするもの、責任施工のもの等は、各合格書又は保証書及びその写し各1部を提出すること。なお、責任施工のものは、請負契約者・施工下請業者・材料製造所の連名書とする。			給水工事については、長浜水道企業団指定給水装置工事業者とする事。			排水工事については、長浜市下水道排水設備等工事施工指定業者より選定する事。			下請人名簿を提出する事。			各種下請業者、製造所等県下で供給できるものについては、極力県内業者を選定する事。			工事着手前に付近の状況を調査し、公害対策を工事竣工まで講ずること。			工事施工に伴い、通常発生する物件等の破損の補修費及び騒音・振動、濁水・交通障害等による事業損失に係る補償は、請負人の負担において行うものとする。			請負人は、産業廃棄物を適正に処理するにあたり下記事項を含め、事前に監督職員に施工計画書を提出して承諾を受けること。			1. 本工事に使用する特定建設資材および排出する特定建設資材廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）を遵守し、分別解体および再資源化等を実施すること。また、着工前の同法第11条の「通知」は請負人において提出の手続きを行うこと。			2. 「資源の有効な利用の促進に関する法律」（リサイクル法）および「建設副産物適正処理推進要綱」を遵守し、一定規模以上の工事においては、再生資源利用【促進】計画書および同実施書を作成し速やかに報告のこと。			3. 請負人は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し、同法第12条の3によるマニフェストシステムにより的確に実施すること。			4. 「再生資源の利用の促進に関する法律」（リサイクル法）に定められている「再生資源利用計画書（実施書）及び「再生資源利用促進計画書（実施書）」を指定日までにFIDにて提出の事。なお、入力システムは市より貸出する。			本工事にかかる官公庁への申請手続きは全て請負業者の負担とする。			請負人は、工事目的物に付する工事保険や労働災害保険および、第三者への対人賠償、対物賠償の損害を補償できる保険に加入し、その証書の写しを監督員に提出すること。			また、工事中に万一事故が発生した場合は、速やかに監督員に連絡すること。			工事車両の出入りについては、危険防止に努めること。また、必要に応じて交通整理員を配置すると共に近隣家屋に騒音、振動等公害発生のおそれがある場合は、事前に必要の対策を講ずること。			また、施設運営についても担当者と協議を行い、支障なきよう努めること。			シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い盗難を防止すると共に、保管数量についても作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。			請負人は過積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を厳守する旨を記載した施工計画書を提出すること。			請負人は電波法を厳守し、不法無線局を搭載した工事車両を使用しないものとし、工事現場において、不法無線局を搭載していると疑わしい車両を発見したときは、速やかに監督職員のその旨報告すること。			請負人は、工事請負代金 500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）入力システムに基づき、「工事カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター（JACIC）に提出するとともに、センター発行の「工事カルテ受領書の写しを監督職員に提出しなければならない。			提出の期限は以下のとおりとする。			(1) 受注時登録データの提出期限は、契約締結後10日以内とする。			(2) 完了時登録データの提出期限は、工事完了後10日以内とする。			(3) 工中に受注時登録データの内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に更新データを提出しなければならない。			「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に従い、施工体制を講じること。			工事着手前、工事家屋、隣接家屋、工作物等の事前調査を行い、本工事に起因する損傷等の有無を確認する事。損傷等が生じた場合は、請負人の責任に於いて現状復旧する事。			使用電力・燃料等の使用量の抑制及び低振動型の使用機器・重機を選択し施工する事。			騒音や粉塵の発生を伴う工事は、土日等授業に支障が無くよう工程を調整する事。			工事の着手前に、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出すること。			工事の施工に先立ち、施工計画書、施工図、機器・材料使用承諾書を作成し、監督員の承諾を受けること設計図書に明記なくとも機能上、構造上当然必要と認められる軽微な変更および追加工事においては、請負金額の増減対象としない。			工事着手前に製本を作成し、監督員に提出のこと。 サイズ A3二つ折 2部数			(「不当介入に関する通報制度」の徹底について)			1. 請負者(請負人又は受注者)は、暴力団員等(暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等)に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。)による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。			2. 請負者は前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別紙様式第1号)により所轄警察署に届けるとともに、監督職員に報告するものとする。また、請負者は、以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む)に対して、十分に指導を行うものとする。			3. 請負者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。			2 仮設工事			②足場その他			内部足場 種別 ※きやたつ、足場板等 ・枠組ステーキング ・枠組木足場 外部足場 種別 ※A種 ・B種 ・C種 ・D種 (表 2.2.1) 防護シート メッシュシートによる養生 ※行う ・行わない 材料、撤去材等の運搬 種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・E種 (表 2.2.2) 標準仕様書による他、シート・バリケード等により粉塵等が作業エリア外に飛散しないよう配慮の事。 ・既存建物内の一部を使用する ・構内に設置する(1号程度) ○設けない ・規模及び仕上げの程度は現場説明書による。 鉄板塀、金網塀、板塀等の仮設計画を立案し、監督職員と協議すること。 構内既存の施設 ○利用できる(※有償 ・無償) ・利用できない 構内既存の施設 ○利用できる(※有償 ・無償) ・利用できない ・配置する ・配置しない ※必要な作業時のみ配置する			③養生等			4 監督員事務所			5 仮囲い			⑥工事用水			⑦工事用電力			⑧交通誘導員			①改修範囲			既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井、壁、床の改修範囲 [6.1.3] ※壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲 天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取合う天井の改修範囲 ※壁面より両側600mm程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う ・図示の範囲 天井の撤去に伴う取合部の壁面の改修 ※既存のまま ・図示の範囲			2 既存床の撤去及び下地補修			ビニル床シート等の除去 ※仕上げ材のみ(接着剤とも) [6.2.2] ・下地モルタルとも(※図示の範囲 ・除去範囲全て) 合成樹脂塗床材の除去工法 ・機械的除去工法 ・目荒工法 改修後の床の清掃範囲 ※改修箇所室内			③既存壁の撤去及び下地補修			間仕切壁撤去に伴う他の構造体の補修 [6.3.2] ※図示			④既存天井の撤去及び下地補修			既存の天井撤去に伴う他の構造体の補修 [6.4.2] ※図示			⑥軽量鉄骨天井下地			野縁等の種類 [6.6.2] [表6.6.1] 屋外(・19型 ※25型) 屋内(※19型 ・25型) 既存の埋込インサート ○使用する ・使用しない [6.6.3.4] あと施工アンカーの引抜き試験 ・行う ○行わない [6.6.4] スタッド・ランナーは、表6.7.1により、種類は特記による。 [6.7.3] [表6.7.1]			⑦軽量鉄骨壁下地			⑬せつこうボード			⑧耐震改修工事			⑱耐火被覆材			種別 [8.18.2~6] 所要性能及び適用構造区分 ・ラス張りモルタル塗り ・耐火材 吹付け ・乾式吹付けロックウール ・半乾式吹付けロックウール ・湿式ロックウール			②0 ①いす式階段昇降機			・製品は、所定の位置及び取付方法で設置され、所要の仕上り状態であること。 (20.1.2) ・製品は、使用性、耐久性性等に対する有害な欠陥がないこと。 ※参考商品 <クマリフト㈱>自由生活曲線型 スタンダード仕様 同等品以上			注意			・工事中は職員および施設利用者とのトラブル、事故等なきよう注意する事。万が一トラブルが発生した場合は請負者の責任にて対処する事。 ・工事車両の設置および移動には十分注意する事。 ・原則、工事場所に資材等を放置しない事。 ・施工に際し、既設取合いをよく調査し既存施設の機能を低下させてはならない。 ・各工種施工前に施工計画書、材料承認届、施工図等を監督職員に提出する事。 ・工事完了後に工事施工範囲および工事により既存施設を汚した場所を清掃する事。 ・撤去した塗膜の河川への流失対策を講じること。 ・マーキング(5Mマーク)のフィルムシールは、耐久性のある製品とすること。			章			項目			特記事項			①施工基準			本工事は工事請負契約書及び同約款を遵守し、本特記仕様書、図面4葉、標準仕様書により完全に施工する。 上記相互間に相違ある場合の優先順位は、記載の順序とする。 (1.1.1) 完成図の種類、記入内容及び様式は標準仕様書により作成し、焼付け製本 (1.7.1~1.7.3)3部及び原図を提出するものとする。			2 完成図			③工事写真			区分 分類・規格 撮影枚数 部数(枚1枚につき) 備考 着工前 カラー・サービス版 ・10 ○20 ・30 3 状況によりつなぎ写真 工事中 カラー・サービス版 ※適宜 1 必要に応じ撮影する 完成時 カラー・サービス版 ・10 ○20 ・30 3 完了届提出時(着工前後) 定期提出 カラー・サービス版 ・3 ・6 ・9 2 工事月報用 竣工写真 カラー・キャビネ版 ・3 ○5 ・7 3 主として外観 カラー・サービス版 ・10 ・20 ・30 3 主として内観 デジタルカメラ撮影 ・10 ○20 ・30 データにして提出 ファイル形式:JPEG (DVD、CD-ROMにて提出) (総画素数:80万画素以上 記録画素数 640×480画素以上)			④技術検査			⑤現場代理人等			④工事写真の撮影要領は、「工事写真の撮り方・建築編」(国土交通大臣官庁官庁営繕部監修)による。 完成写真の撮影場所は監督職員の指示による。工事写真キャビネ版はアルバム台紙に、サービス版は工事写真帳に貼り付けて提出する。 (注)着工前の写真は、特に現況の破損箇所も写す事とする。又、写真は画像データも提出する事。 工事施工途中において、適宜中間技術検査を実施する。 (1.6.2) 1. 「配置予定技術者等届」を入札後、契約締結までに提出すること。 【添付書類】 ①現場代理人および主任(監理)技術者と請負人との直接的な雇用関係を確認できるもの。 (社会保険、雇用保険の写し等) ②技術者の資格を証するものの写し(実務経験年数による場合は、経歴書) 2. 専任の主任技術者および監理技術者は、入札執行日以前、3箇月以上の雇用関係にあること。 3. 現場代理人は他の工事と重複して従事することはできない。 ただし、工事準備等の行為を含め工事現場が不稼働であることが明確である期間については常駐の必要はないが、現場のパトロールの実施と常に緊急時には速やかに対応できる体制を確保しなければならない。 なお、現場代理人の常駐義務とは当該現場のみを担当しているだけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き、常に工事現場に滞在していることである。 4. 当該工事における現場代理人と主任技術者または監理技術者は兼ねることができる。 請負人は、建設業法に定める専任の技術者の任命を行い、現場に派遣し技術管理にあたること。 適用工事種別 (1.5.2) ・鉄筋工事 ・コンクリート工事 ・鉄骨工事 ・ブロック及びALCパネル工事 ・防水工事 ・石工事 ・タイル工事 ・木工事 ・屋根及びとい工事 ・金属工事 ・左官工事 ・塗装工事 ・建具工事 ・内装工事 ・増設工事			⑥技術管理			7 技能士			⑧建築材料等			建築材料等は、極力県内産品を選定することとし、製品等は特記されたもの又は同等品以上とする。 ただし、同等品以上とする場合は監督職員の承諾を受ける。また、室内空気汚染(揮発性有機化合物)対策として室内空気の汚染原因となる物質を含有する材料は低濃度の物を選定する。 さらに、環境配慮の観点から、グリーン購入法に基づくエコマーク商品や建設リサイクル法により再資源化されたりサイクル商品、材料の利用にも努めること。 ⑨請負工事の対応 既設物で今回工事にて破損した場合は請負業者にて現況復旧する事。 多少の現場での変更については請負工事にて現況復旧する事。			II 建築改修工事仕様書			1. 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官庁官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)」(以下「改修標仕」という。)により、また、改修標仕に記載されてない事項は、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(最新版)」(以下「標仕」という。)による。 2. 特記仕様 1) 項目は番号に○印のついたものを適用する。 2) 特記事項は○印のついたものを適用する。 ○印のない場合は※印のあるものを適用する。 ○印と※印のある場合は共に適用する。 3) 特記事項に記載の[]内表示番号は、改修標仕の該当項目、該当表、該当図を示す。 4) 特記事項に記載の()内表示番号は、標仕の該当項目、該当表、該当図を示す。			I 一般共通事項			①			①施工基準			②完成図			③工事写真			④技術検査			⑤現場代理人等			⑥技術管理			7 技能士			⑧建築材料等			⑨請負工事の対応		


長浜市教育委員会教育総務課

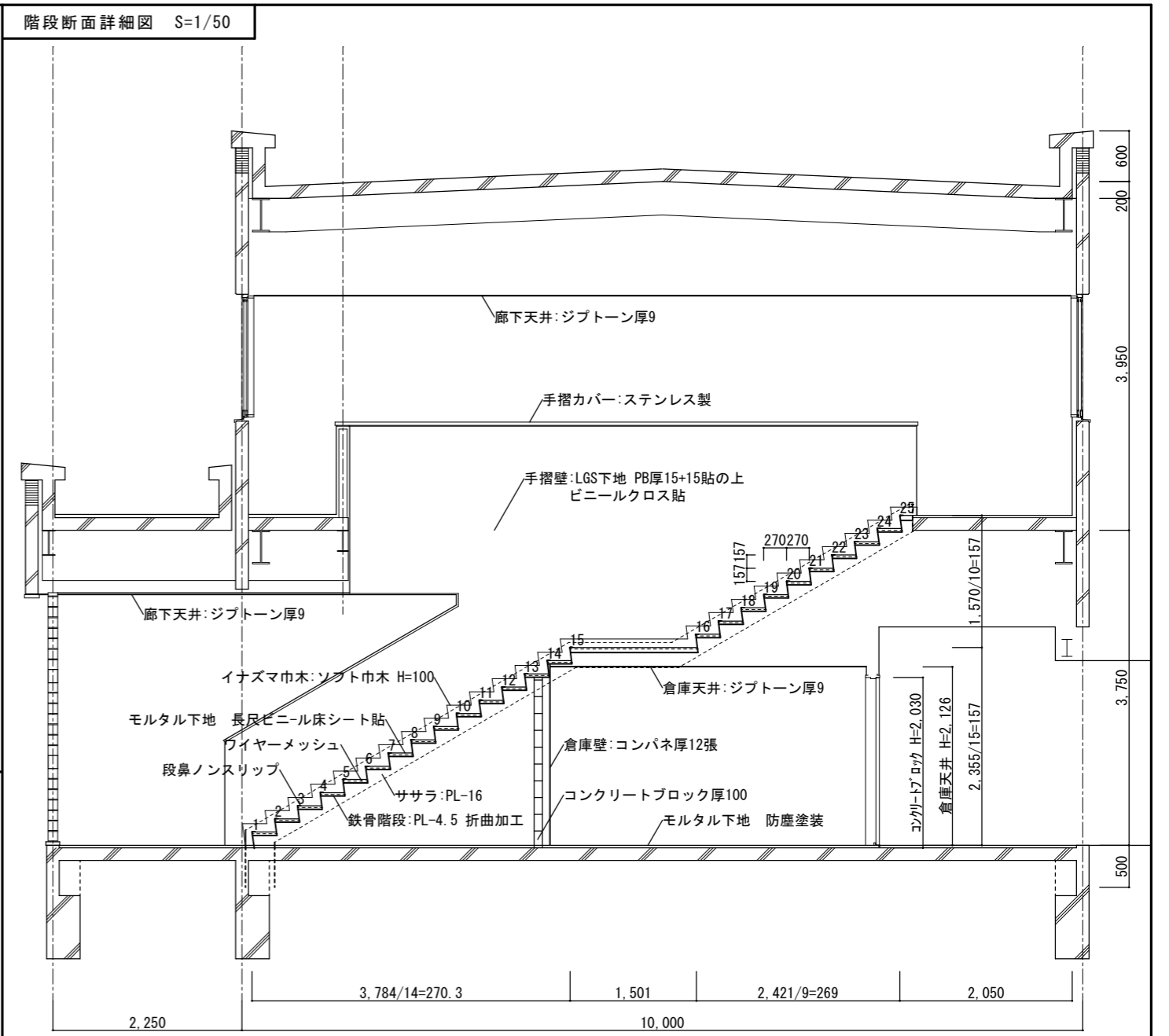
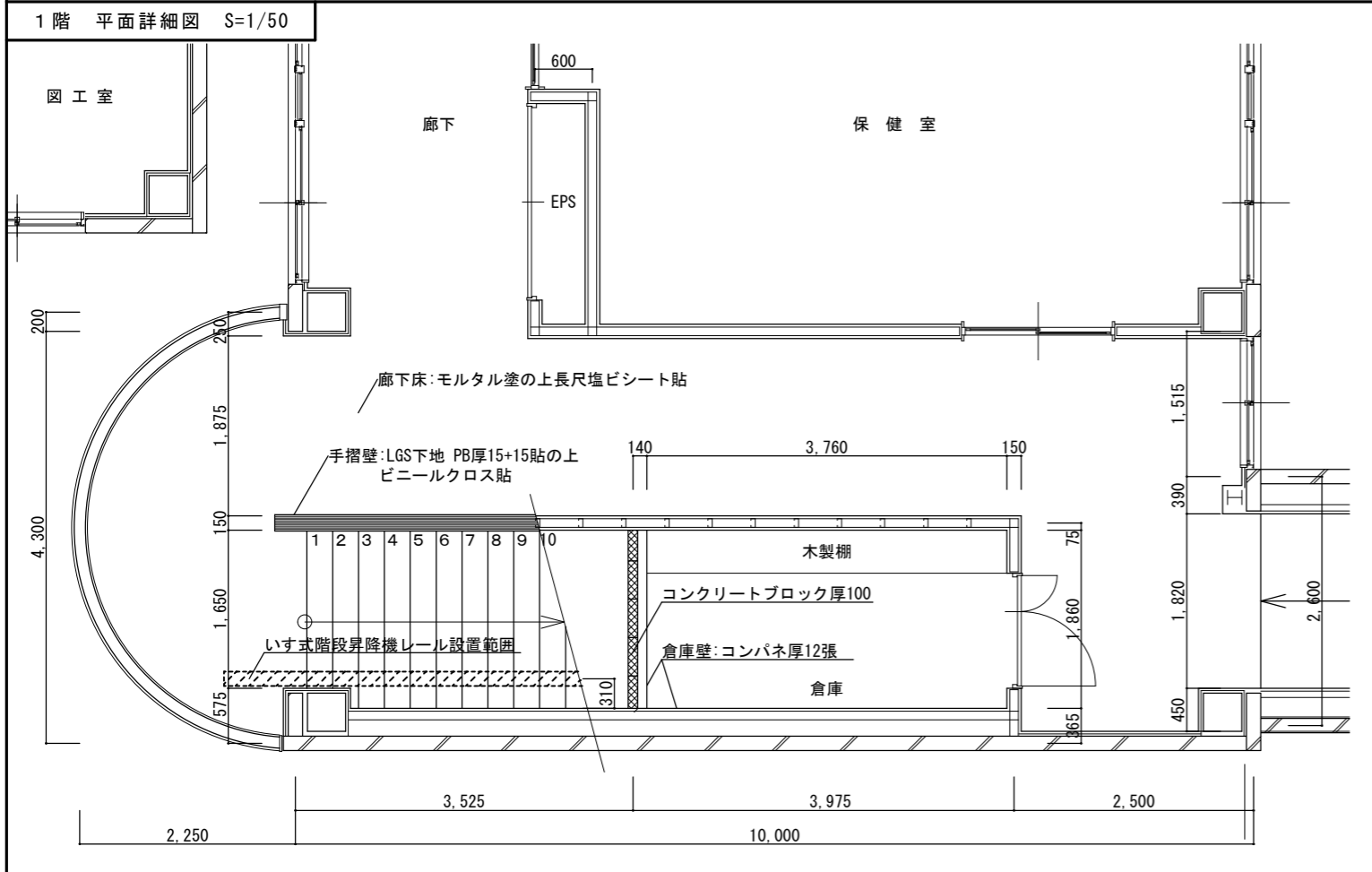
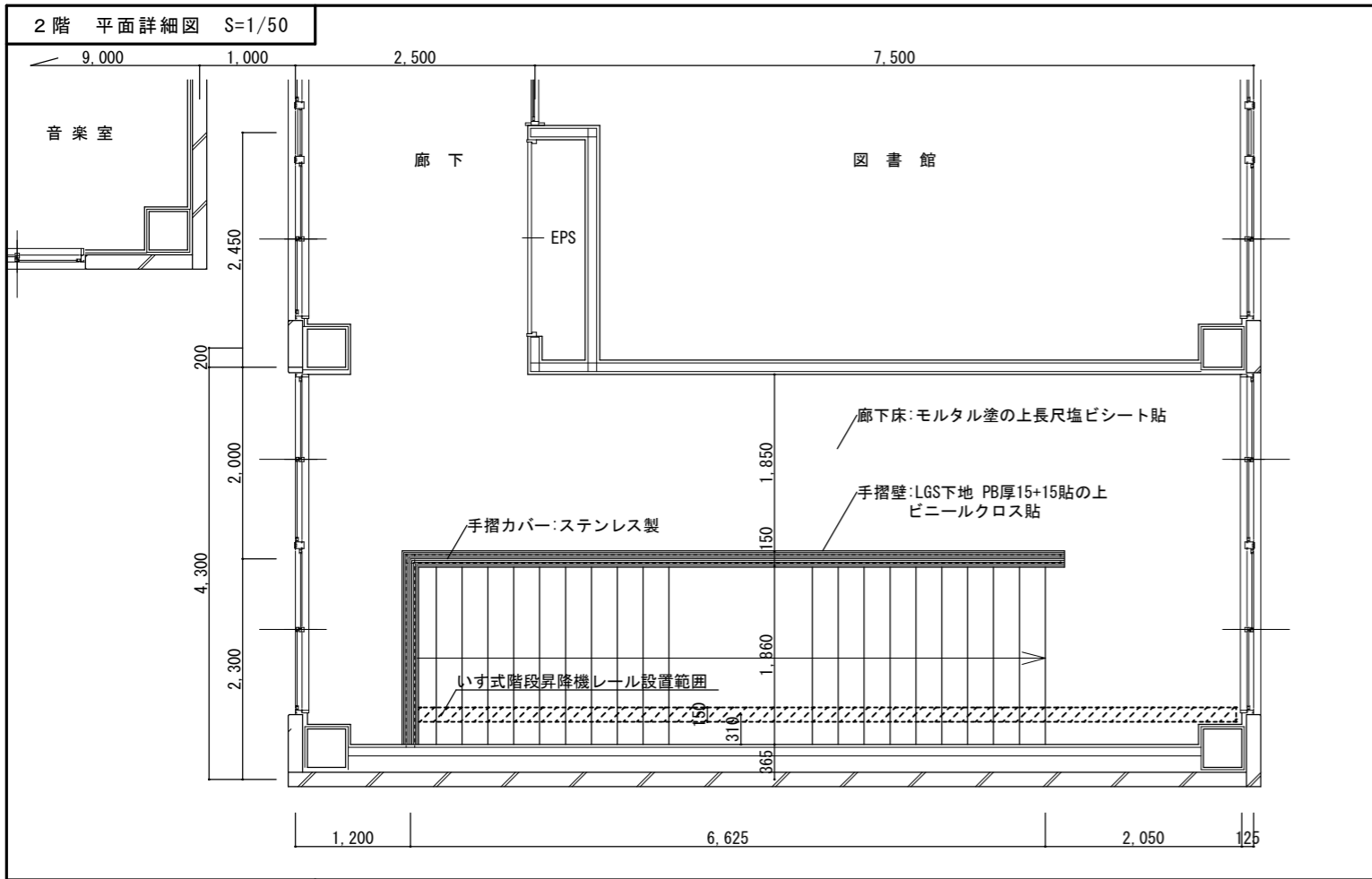
浅井小学校特別教室棟いす式階段昇降機設置工事		N. 200414
特記仕様書		特-1
SCALE		枚の内



2階平面図

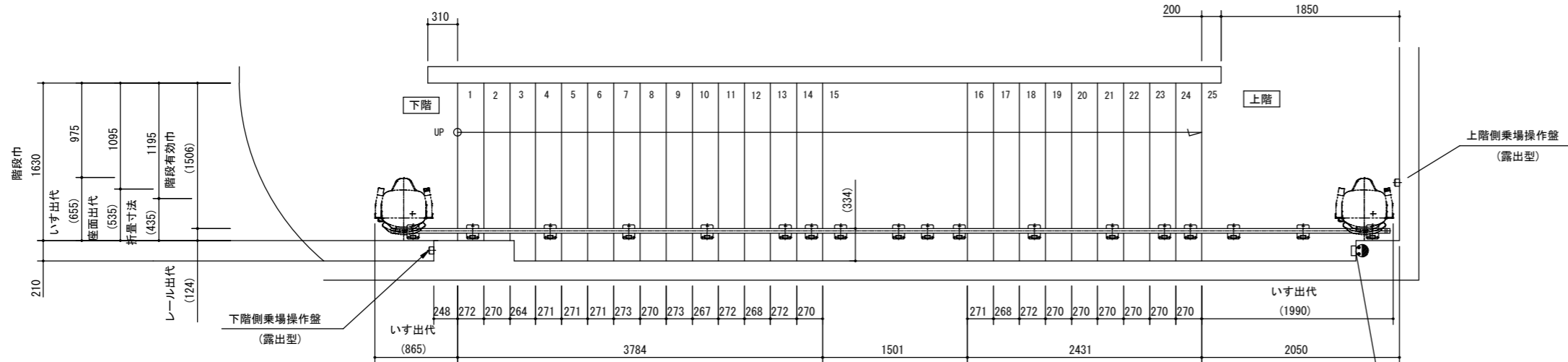
配置・1階平面図

 : いす式階段昇降機設置箇所



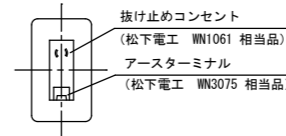
< 工事内容 >

- ・ いす式階段昇降機の設置を行う
 設置は、階段踏面に固定を行うものとし、壁面に干渉しないこととする（壁面に操作スイッチ等の固定は行う）
 ・ 参考商品<クマリフト>自由生活 曲線型 JS-R型
- ・ 既設階段下倉庫内の天井・壁の一部を撤去し、いす設置完了後復旧する
- ・ 既設階段下倉庫内のコンクリートブロックを解体・撤去・処分する（復旧の必要なし）
- ・ 既設階段下倉庫内の鉄骨下の耐火被覆材の一部を解体・撤去・処分し、いす設置完了後、補修材にて復旧を行う
 （既設階段下倉庫内の鉄骨下の耐火被覆材は、調査の結果、アスベストは検出されていません）
- ・ 電気工事については、電気図面参照
- ・ 仮設間仕切りは、A型バリケード等による簡易仮囲いとする

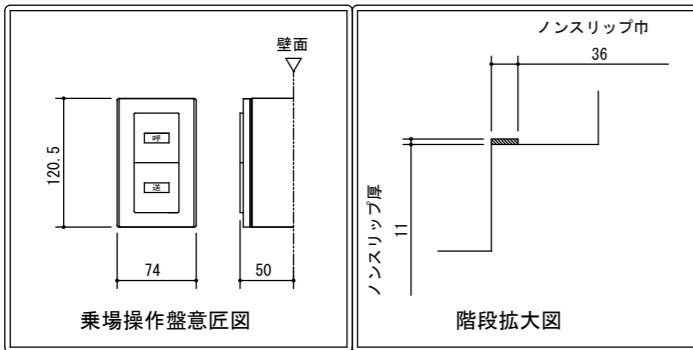


U平面図

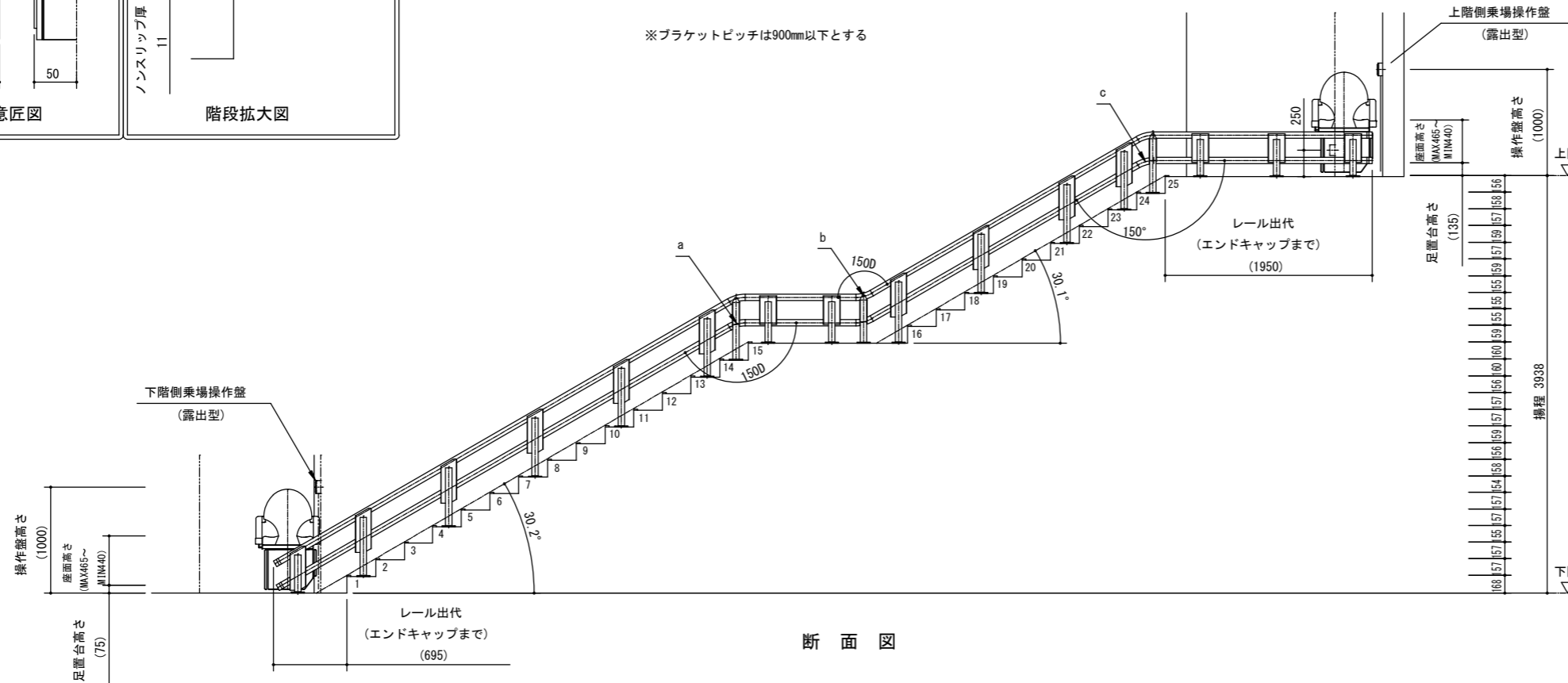
●：単相125Vコンセント アースターミナル付(電気工事)



コンセント施工例 (別途工事)
[乗場操作盤露出の場合]



※ブラケットピッチは900mm以下とする



断面図

仕様			
型式	JS-R		
定員	積載質量	1名	100kg
電動機容量	定格速度	200W	6m/min
揚程	傾斜角度	3938mm	30.2°、30.1°
走行行程	レール長さ	(11130)mm	(11415)mm
制御方式	インバータ制御		
駆動方式	チェーンラック・ピニオン方式		
運転方式	押し付けスイッチ操作		
いす操作盤	電源スイッチ、電源灯(LED)		
	上昇・下降スイッチ、キースイッチ		
いす回転方式	手動式		
乗場操作盤	スイッチ：呼び、送り		
	ボックス：露出型		
安全装置	押し付けボタン・下部障害物検出スイッチ・安全ベルト(巻取り式)		
	足置き台下接触式障害物検出スイッチ(セーフティレイ)		
	駆動部前後接触式障害物検出スイッチ(チェアフレームセーフティ)		
	押し付けボタン自動復帰・電磁ブレーキ・リミットスイッチ(上・下階)		
	ファイナルリミットスイッチ(上・下階)・キースイッチ		
	過速度検出スイッチ・回転リミットスイッチ・速度スイッチ・緩衝器		
オプション	2倍バッテリー、レール延長		
	ブラケット裏カバー、走行中メロディ		
	ペンダントスイッチ		

特記

- 1 構造物：既存
- 2 構造：鉄骨モルタル
- 3 仕上げ：塩化ビニル
- 4 ノンスリップ：厚み11mm、巾36mm
- 5 水勾配：無
- 6 使用ボルト：通しボルト
- 7 JSR設置経路部に直射日光が入る恐れのある窓：有
- 8 シートカラー：現在未定
- 9 いす操作ボタンの位置：右
- 10 モール色：白

電気工事

1 電源・信号線(配管・配線)			
電源	電圧・周波数	単相交流 101±6V 60Hz	
	コンセント	125V 15Aアースターミナル付	

確認事項

確認事項	注記
1 乗場操作盤取付位置	1 ブラケット取付位置・個数は、本図に依りません。
2 ノンスリップ有の場合はその寸法	2 階段強度不足の場合は、補強願います。
3 階段寸法、及び階段の仕上げ	3 乗場操作盤位置は本図に依りません。
4 天井高さ、及び使用上の支障	
5 コンセント取付位置	

(上記事項確認願います。)

※1、図中の()寸法は、参考値です。

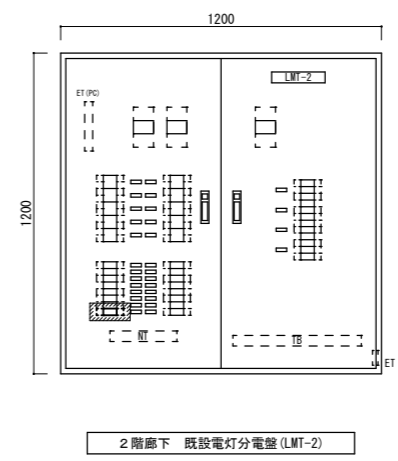
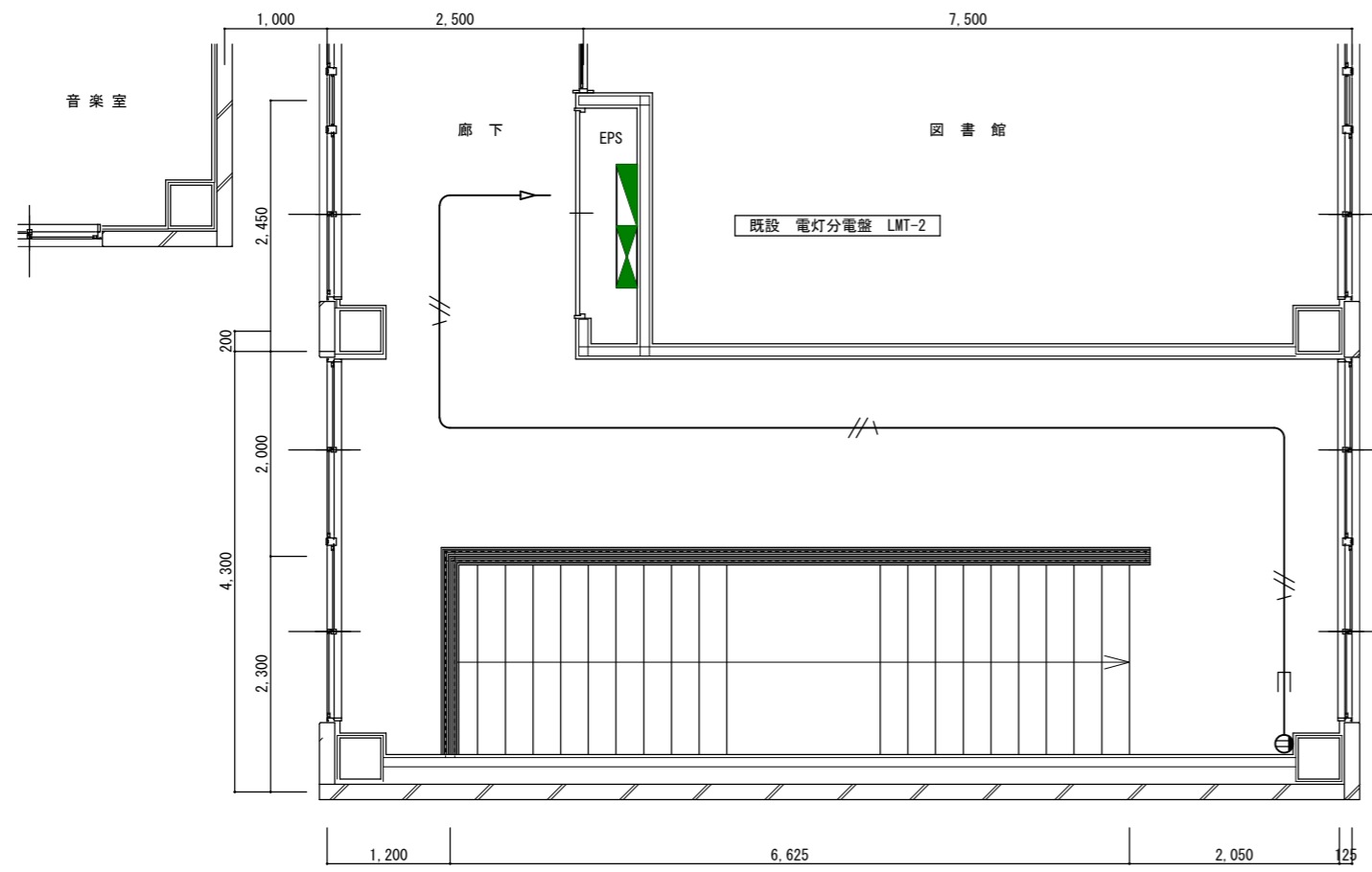
※2、階段有効巾は建築基準法施行令第23条第3項の緩和規定に基づきます。

使用レール

2Dレール	a 150°	b 150°	c 150°
-------	--------	--------	--------

建築基準法施行令第23条第3項抜粋

階段及びその踊場に手すり及び階段の昇降を安全に行うための設備でその高さが50cm以下のもの(以下この項において「手すり等」という。)が設けられた場合における第1項の階段及びその踊場の幅は、手すり等の幅が10cmを限度として、ないものとみなして算定する。



既設電灯分電盤 LMT-1 (EPS内 壁掛露出型)
 单相 100V用 MCB 1P1E 50AF/20AT (JIS協約形) 予備回路に接続
 負荷名板書換のこと

配線凡例
 EM-EEF 2.0 - 3C(1E) 天井内コログシ+ M.M保護
 抜止め ET付コンセント 15A/125V 新金PL (露出ボックス)

壁面立ち下げ部はメタルモール保護とする。
 天井仕上材 (GB-D t9.5mm×910mm×910mm) 一部脱着